# 計画書

枕崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

枕崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(別添のとおり)

#### 理由

枕崎都市計画区域においては、平成 16 年度に「枕崎都市計画区域 都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「区域マスタープラン」という。)」を 策定し、「健康で心豊かな活力みなぎる枕崎市」を基本理念として、都市づくり に取り組んできた。

また、上位計画である第6次枕崎市総合振興計画についても策定を行ってきており、取り組みを進めているところである。

このような中、区域マスタープランについては、当初策定から近く 20 年を迎えることもあり、この間、人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか、防災・減災や環境保全への対応など、新たな状況の変化も見られることから、記載内容の見直しを行うものである。

# 枕崎都市計画 都市計画区域の整備, 開発 及び保全の方針

# 《目次》

<ol> <li>広域的な位置付け</li> <li>1)県内における枕崎市の位置付け</li> <li>2)都市計画区域の位置付け</li> </ol>	· 1
2. 基本的な考え方 1)現状と課題	· 1
<ul> <li>3. 都市計画の目標</li> <li>1) 都市づくりの基本理念</li> <li>2) 地域毎の市街地像</li> <li>① 枕崎駅周辺地域</li> <li>② 枕崎漁港周辺地域</li> <li>③ 火之神地域</li> <li>④ 片平山公園周辺地域</li> <li>⑤ 別府地域</li> <li>⑥ 枕崎ヘリポート周辺地域</li> </ul>	
4. 区域区分の決定の有無 1)区域区分の決定の有無	· 4
5. 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
<ul><li>2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</li><li>① 交通施設の都市計画の決定の方針</li><li>② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</li><li>③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針</li></ul>	· 6
3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ② 市街地整備の目標	. 9
4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ① 基本方針 ② 主要な緑地の配置の方針 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 ④ 主要な緑地の確保目標	. 9

# 1. 広域的な位置付け

# 1) 県内における枕崎市の位置付け

枕崎市は,面積約7,478ha,県都鹿児島市から直線距離で約40km離れた, 薩摩半島の南端に位置している。

南方を東シナ海に面し、枕崎漁港や枕崎駅を拠点に市街地が形成され、主に漁業や水産加工業、これらに関連する運輸業の分野で発展してきた。

戦後の復興により、枕崎漁港後背地の市中央平野部が整備され、南薩地域の拠点の一つとして役割を果たしている。

# 2) 都市計画区域の位置付け

枕崎都市計画区域(以下,「本区域」という。)は、枕崎市の南部に位置し、鹿児島市と枕崎市を結ぶ高規格道路南薩縦貫道や国道 225 号、さらに広域の都市間を連絡する国道 226 号などが結節している。

また、公共交通機関の JR 指宿枕崎線は、鹿児島中央駅から薩摩半島東岸を経て南岸を走り、JR最南端始発終着駅である枕崎駅まで伸びている。

本区域は、南薩地域の拠点都市の一つとなっており、開港指定され貿易港としての機能も有する特定第3種漁港である枕崎漁港周辺や工業団地に多数の水産加工場が立地する水産都市であり、また豊かな農畜産物とそれらの加工食品を生産し、食糧供給基地としての役割を担う区域として位置付けられている。

# 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

枕崎市では、令和2年国勢調査においては20,033人となっており、平成12年と比較し、約76.1%まで大きく減少した。

中でも 15 歳未満の年少人口は 2,031 人,65 歳以上の高齢者人口は 8,192 人となっており、総数に対する割合は、それぞれ 10.1%と 40.9%と、少子化高齢化が深刻化している。

地域課題の多くは人口減少に起因するものであり、人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。そのため、都市整備はもちろんのこと、ハード・ソフト両面の施策を総動員して、若年層が移住・定住するまちづくりに努める必要がある。

また,産業では,令和元年枕崎市市内総生産額は,第1次産業8,911百万円,第2次産業21,442百万円,第3次産業49,989百万円となっており,平成23年と比較すると,第1次産業115.5%,第2次産業137.0%,第3次産業101.8%と,いずれも増加している。

本市は、大消費地から遠く離れているうえに、国土軸を形成する大規模都市間を結ぶ交通網の圏外にあるため通過需要は多くない。そのため、人流・物流に伴う消費といった外需の期待ができず、商業施設立地の面では不利地にある。

また, 地質特性から地下水に乏しく, 豊富な水資源の確保が困難である。

今後ますます多様化する生活スタイルに対応する都市整備,ユニバーサルデザインを意識した都市整備,老朽化するインフラの維持・更新,産業集積と物流の効率化,環境への負荷低減も求められている。

さらに,近年,異常気象は頻発化・激甚化しており,豪雨災害による被害が生じ

ている。

このようなことなどを踏まえ、本市における課題を、以下のように整理したところである。

- ■人口減少・少子化・超高齢社会への対応
- ■交流人口・関係人口の増加
- ■多様化するニーズに応える生活環境の整備
- ■地場産業の競争力強化及び新産業の立地を促すインフラ整備
- ■インフラの維持・更新
- ■地域公共交通の再構築
- ■脱炭素社会の実現
- ■防災・減災対策, 国土強靱化の充実強化

# 3. 都市計画の目標

1)都市づくりの基本理念

本区域は、漁業と水産加工業を代表的な地場産業とする「かつおのまち」として知られている。

大消費地から遠いという地理的不利を抱えており、地場産業の競争力強化と新産業・新事業を創出するためには、貿易港としての機能を持つ枕崎漁港や、別府工業適地、枕崎市臨空工業団地を中心とした産業機能の集積と産業インフラの整備、及び情報通信インフラの整備を進める必要がある。

本区域の活性化を図るためには、コンパクト・プラス・ネットワークの中核となる市街地中心部の人口維持が必要である。そのために、幅広い世代と多様な生活スタイルに対応する都市機能の構築と環境の改善により、生活利便性を向上させるとともに、防災力を強化するまちづくりを進める。

本区域の有する自然・歴史・文化・産業を受け継いで、更に活力あるまちづくりを進めることとする。これらを踏まえて、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

# 「活力ある地場産業に支えられ、人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」

この基本理念を実現するために、次の4つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり(生活環境)

都市の強靭性及び防災力を強化するとともに,道路交通安全施設の整備, 多様なニーズに対応できる公営住宅の整備や上下水道施設の適正な維持,公園・緑地の充実等の施策を実施し,安心安全で住みやすい都市空間の形成を目指す。

また,省エネルギー対策に取り組み,環境配慮型の生活スタイルへの転換を図る。

# ■快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)

秩序ある土地利用の誘導,道路・交通ネットワークの強化,情報ネットワーク機能の整備に努め,人口が集積され都市施設・機能の整った,快適で利便性の高いコンパクトなまちづくりを行い,都市の求心力と拠点性を高める。

# ■人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり(産業経済)

各産業の生産施設・研究開発施設の整備の支援等を行い, 地場産業の競争力強化につながる基盤整備を進める。

商業地域においては、市民それぞれの生活における利便性や豊かさの追求 などに対応できるようサービス業の振興に努める。

観光については、南の海に開かれた地理的特性を生かし、海と豊かな産物を主体とした体験・滞在型観光地づくりを基本として、近隣市と一体となった広域的な観光ルートを設定し、観光施設の整備を図る。

# ■健康ですべての人々にやさしいまちづくり(健康・福祉)

効率的で良質のサービスが提供できるように、安全対策を含めた保育所の施設・設備の整備充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。

また,施設のユニバーサルデザイン化や多目的トイレの設置など,老若男 女問わず暮らしやすいまちづくりを追求する。

# 2) 地域毎の市街地像

# 1 枕崎駅周辺地域

枕崎駅周辺地域は、JR指宿枕崎線の始発終着駅や路線バスのターミナルなどの交通結節点として、市役所をはじめ周辺の商業・業務施設を取り込んだ総合的な交流機能を有することから、都市中心核と位置付け、いきいきとした都市拠点の形成を図る。

# ② 枕崎漁港周辺地域

枕崎漁港周辺地域は、流通・業務核として位置付け、漁業・水産基地機能の向上を図る。また、明治蔵、お魚センター、地場産業振興センター、中心商店街、及び枕崎駅とを結ぶ中央都市軸を形成する。

# ③ 火之神地域

火之神地域には、県立自然公園に指定されている火之神地区があることから、海と樹林地を主体とした自然系のレクリエーション拠点として位置付け、立神岩から火之神公園を通じて、立神本町の住宅地へつながる水と緑の軸を形成するとともに、未利用地の有効活用と景観保全に努める。

# ④ 片平山公園周辺地域

片平山公園周辺地域は、地域住民に憩いの場として利用されていることから、 観光・レクレーション拠点として、また、文化資料センター南溟館を中心に芸術 文化活動拠点として位置付け、施設や景観の保全に努めるとともに、公園周辺の住宅地については、良好な居住空間の維持に努める。

# ⑤ 別府地域

別府地域には、東シナ海に面し、県立自然公園に指定されている薩南海岸があり、複雑な入り江も多く、特徴的な景観を有することから、水と緑の軸として位置付ける。また、地域に広がる広大な農地はその保全を図る。

# ⑥ 枕崎ヘリポート周辺地域

枕崎ヘリポート周辺地域は、災害時における防災救援活用など、防災拠点としての性格を生かしながら、市の活性化に波及効果を及ぼすような多面的活用方法の検討を行うものとする。

#### 4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでおり、今後も人口の減少が予測されるとともに、商工業の著しい伸びも見込まれない状況にあることから、 土地需要は現行の市街地内で収容可能であり、急激かつ無秩序な市街地の拡大は 見込まれないと判断される。

本区域の市街地周辺の優良農地などは、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

# 5. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中,土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため,居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに,活力にあふれ,個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

#### a 商業・業務地

枕崎駅と市役所から南の国道226号に至るまでのエリアを商業・業務地とする。この地区は古くから本区域の商業の中心をなし、市役所等の官公庁や民間業務施設が集中している地区である。

今後、官民一体となって、その機能の充実と地区の更なる活性化を図る。

# b 工業地

本区域東部には2つの工業団地が整備されている。これらの工業団地の近くには、国道226号が通じており、また畑地かんがい施設の整った広大な農地が広がるなど、食品原材料の調達面で利便性が高い。今後もこの特長を生か

した企業誘致を進める。

また, 花渡川の両岸沿いに位置する既存の工業地については, 周辺の居住環境と調和のとれた工場の立地に努める。

#### c 流通業務地

枕崎漁港周辺の既存の工場が点在する地区については,流通業務地として 位置付け,周辺の住宅地の環境を保全しつつ,漁港関連の流通業務施設等の整備に努め,物流機能の充実を図る。

#### d 住宅地

花渡川右岸から馬追川周辺に広がる市街地については,戸建住宅を主体と した良好な住環境を有する低密度住宅地を配置する。

また, 花渡川左岸から尻無川周辺に広がる既存の住宅地は, 商業地や公益的施設に近接しており, 利便性が高いため, 戸建住宅や中層住宅も含む中密度住宅地と位置付け, 良好な居住環境の形成を図る。

# ② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

枕崎駅と市役所から南の国道226号に至るまでのエリアは、商業・業務機能の集約を図る。また、空き店舗等を活用した新規出店者への支援、それを進めるための環境整備等を図り、快適な買い物空間の創出と魅力ある商業ゾーンの形成を図るとともに、ポケットパークや駅前広場を有効利用し、土地の高度利用に努める。

# b 居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地内の住居地域に混在して立地している工場等については、悪臭・水質汚濁による周辺住宅環境の悪化を改善するため、再築時における適切な配置を促し、居住環境の改善又は維持に努める。

立神北前・塩屋北前・寿前地区は、住宅地として形成されているが、現在 も住宅が増加している地域である。今後、低未利用地の有効活用を図りなが ら、良好な居住環境の形成を図る。

# ③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

別府地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との 適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

- b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止す る観点から、市街化を抑制する。
- c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

県立自然公園に指定されている火之神地区や岩戸赤崩鼻から南九州市に至る薩南海岸には、樹林地と海岸線の織り成す良好な景観が形成され、市街地にも隣接し、生活環境の向上につながる地区として保全に努める。

また,市街地に隣接する国見岳南側の山麓付近の樹林地は,南側に東シナ海を見下ろす良好な景観を有しており,この緑濃い自然環境の維持に努める。

- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ① 交通施設の都市計画の決定の方針
    - a 基本方針
      - ア 交通体系の整備の方針

本区域には、主要幹線道路として3本の国道があり、市街地中心部を基点として、隣接する南九州市、南さつま市と結んでいる。これらの路線は都市間を相互に結ぶ重要な幹線道路であり、広域的な都市間の交流・物流のネットワーク形成を図る必要がある。また、他都市との交流・連携を担う路線として、高規格道路南薩縦貫道が整備されているが、かごしま新広域道路交通計画において、本区域外に構想路線として位置付けられている薩摩半島横断道路なども含め、南薩地域全体の広域ネットワークのあり方の検討を行う必要がある。

さらに,歩行者空間の整備など生活環境と調和し,ユニバーサルデザインも考慮した都市基盤整備を図り,歩行者の安全性を確保する必要がある。

鉄道は、JR指宿枕崎線が通っており、枕崎駅、薩摩板敷駅及び白沢駅の 3駅がある。鉄道の利用促進を図るため、始発終着駅である枕崎駅の駅舎及 びその周辺と路線バスのターミナルなど交通結節点の整備の検討を行う必 要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を進める。

- 人や物の動きを活性化し、広域的な交流・連携を強化するため、高規格 道路や国道などの広域的な幹線道路の機能強化を図る。
- 〇 枕崎市地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。
- 〇 良好な歩行者空間の形成など,生活環境と調和し,ユニバーサルデザインも考慮した都市基盤整備を図る。

# イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき,生活の利便性や歩行者の安全を図り,快 適な交通環境の実現を目指す。

# b 主要な施設の配置の方針

#### ア道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、国道225号などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また,都市内交通を円滑に処理するため,都市計画道路3・4・1号浜町 通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて, 社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて, 南薩縦貫道や本区域外の構想路線である薩摩半島横断道路など, 南薩地域全体の広域道路ネットワークのあり方を踏まえ, その配置等の見直しの検討を行うものとする。

# c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

~u				
		種	別	施 設 名
	道路			主要幹線道路:
				国道 270 号(水流・金山地区)
				都市幹線道路:
				市道田中火之神線(火之神地区)
				市道火之神海岸線(火之神地区)
	その何	也		生活道路における安心・安全な歩行空間の整備を図る。

#### ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

# a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において,県の生活排水処理構想及び枕崎市公共下水道事業計画に基づき,公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また,整備された生活排水処理施設は,「広域化・共同化」も視野に入れながら,将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して 流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。 さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した 安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

#### 1)下水道

公共下水道の整備は概ね完了している。未整備箇所については,必要に 応じて検討を行うものとする。

# 2)河川

計画的な治水対策が必要となる河川について,被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに,豊かな水辺環境の創出に努める。

# b 主要な施設の配置の方針

# アー下水道

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は花渡川下流左岸に位置する 桜木町に配置している。今後、市街地の状況を鑑み、必要に応じて配置等の 見直しの検討を行うものとする。

#### イ 河川

本区域には、花渡川、中洲川等の5つの二級河川がある。

このうち花渡川・中洲川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

# c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施 設 名
公共下水道	終末処理場施設 管路
河川	二級河川花渡川(中洲川合流点より下流)
	二級河川中洲川(下園橋~第二中洲橋)

# ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

住民が衛生的な居住環境の下で、快適な生活が送られるよう、ごみ分別収集を徹底し、ごみの減量化や再資源化に努め、循環型社会の構築を目指す。

# b 主要な施設の配置の方針

# ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、枕崎市のほか、南さつま市、南九州市及び日置市の4市で構成される南薩地区衛生管理組合により、内鍋清掃センターでごみ処理を行っている。現在、南さつま市に建設中の広域ごみ焼却施設へ移行予定であり、内鍋清掃センター跡地に、ごみ処理中継施設の整備を進め、新たなごみ処理体制を構築する。

# イ 卸売市場

枕崎市漁業協同組合水産物地方卸売市場及び枕崎市外港南側水産物地方 卸売市場については、基幹産業である水産業の流通機能の強化を図るため、 関連施設の充実や周辺環境の整備に努める。

# ウ し尿処理施設

し尿処理施設については、南薩地区衛生管理組合が運営する、南さつま市 の汚泥再生処理施設において処理を行っており、今後も公衆衛生の向上に 努める。

c 主要な施設の整備目標

広域ごみ焼却施設の建設に伴い、ごみ処理中継施設の整備を進める。

# 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、枕崎駅周辺地域を中心に戦災復興による区画整理を実施してきた。

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

# ② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

# 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

# ① 基本方針

本区域は、南に東シナ海を望み、花渡川を中心に開けた低地帯であり、市街地の東側の岩戸釜山周辺にまとまりのある樹林地が広がっている。

また,区域西側の海岸沿いの端部においては県立自然公園の火之神地区が,東側には,岩戸赤崩鼻から南九州市に至る薩南海岸が,緑豊かな景観を形成している。

本区域には,海に臨む位置に「えびす神社」,区域中央部の高台に「枕崎神社」があり、地区の歴史的な象徴となっている。

今後,都市化が進む中で、このような自然環境と文化的資源を良好な地域景観として一体的な保全に努めるとともに、近年のスポーツ・レクリエーションへの需要の増大や、災害時における避難場所として対処するために各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

# ② 主要な緑地の配置の方針

# a 環境保全系統の配置

地域名等	概 要
火之神地区	すぐれた自然景観地として保全に努める。
国見岳南側山麓	岩戸山から国見岳へ向けて広がる斜面樹林は区域内
周辺地区	の良好な環境を形成するものであり、保全を図る。
水尻公園から西	樹林地と海岸線の織り成す良好な景観地として保全
へ伸びる海沿い	に努めるとともに、緑地を活かして水と緑のネットワ
の緑地・薩南海	ークの形成を図る。
岸	
市街地内の緑地	良好な緑地の保全に努める。

# b レクリエーション系統の配置

地域名等	概 要
区域全体	増大するスポーツ・レクリエーションへの需要に対
	処するため, 市街地の動向, 土地利用形態等を勘案して
	公園緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することに
	より、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
火之神公園	県立自然公園内にある火之神公園は,風致公園とし
	ても指定されており、自然公園としての風致景観に配
	慮しつつ,公園を中心とした緑地・レクリエーション空
	間の整備に努める。
水尻公園海浜地	入り組んだ海岸線を利用して,水と親しめるレクリ
X	エーション地区の形成を図る。

# c 防災系統の配置

地域名等	概 要
区域全体	鉄道,河川などの避難を妨げる遮断要素によって分
	断されない避難圏域を設定する。防災対策の一環として避難地,避難路,緑地等や,公園などのオープンスペースの利用に努める。

# d 景観構成系統の配置

地域名等	概 要
区域全体	海辺に連なる緑の景観の保全に努める。 地域内の緑地は,適切な保全を行い良好な景観の保 全に努める。

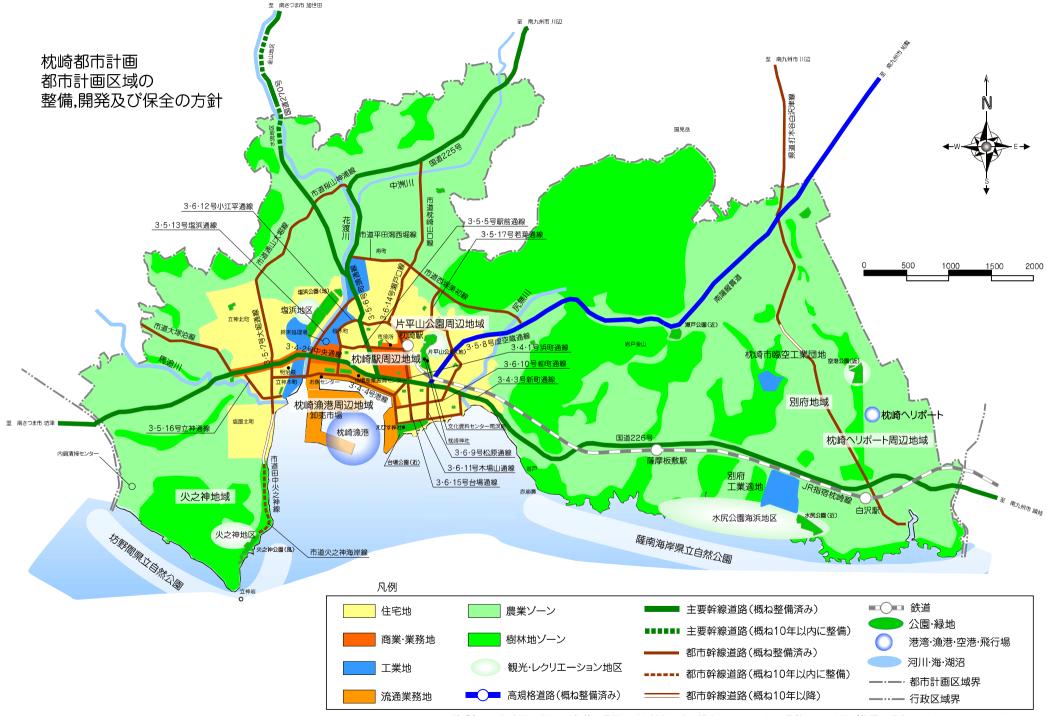
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園整備については都市公園事業等を活用し,都市化の状況と合わせて適宜 施設を配置する。

その他の森林や緑地などの自然的環境については,風致地区・緑地保全地区等による土地利用規制との連携を図りながら、緑地としての機能の保全・維持に努める。

# ④ 主要な緑地の確保目標

- a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地 概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが、必要に 応じて整備の検討を行うものとする。
- b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区 概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定 の検討を行うものとする。



注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルート及び位置を規定したものではありません。 注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。